

「成年後見制度に関する取扱いについてのアンケート」
集計結果、分析と考察

2009年（平成21年）10月8日
日本弁護士連合会

以下の文章において、
「被後見人等」とは成年被後見人・被保佐人・被補助人を、
「後見人等」とは成年後見人・保佐人・補助人を、
「取引印」とは口座開設時に届出ている印を、意味します。
なお、集計結果は2008年11月19日までに回答のあった金融機関の回答を集約したものです。

第1 後見人等選任の届出や口座開設時の取扱いについて

Q1 被後見人等の署名、取引印について
被後見人等の既存の口座が存するときに貴行に対し、後見人等が選任されたことの届出を行う場合、被後見人等の署名や取引印の押印を必要としていますか。
必要としている 必要としていない

アンケート集計結果

必要としている	108
必要としていない	73
その他の回答	22

【 を選択された場合】

後見人等は、裁判所によって選任され、権限を付与されるものですので、届出において、被後見人等の署名や取引印の押印は必要ではないと考えられます。

実際問題としても、後見人等が選任される事案では、多くの場合、被後見人等が署名することが困難であったり、取引印を紛失していたり、親族が取引印を引き渡さないことなどから、被後見人等の自署や取引印の押印は不可能であるのが現状です。

届出時、被後見人等の自署及び取引印の押印は求めない扱いとすることは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのように扱う	25
B そのように扱うことはできない	57

分析と考察

1 回答数としては、（必要としている）が（必要としない）を上回っているが、（必要としている）と回答している金融機関のほとんどが「被後見人の署名は省略可」「本人に自署能力がない場合は不要」「後見人による代筆で可」などと記載しており、後見類型については概ね、被後見人の署名はなくても大丈夫な扱いといえそうである。

一方、（必要としている）と回答している金融機関のうち、かなりの数が、保佐類型と補助類型について、被保佐人・被補助人の署名を求めている。

その取扱いも様々である。

- ・ 保佐類型・補助類型では一律に被保佐人等の署名が必要とするもの
- ・ 代理権付与の場合に被保佐人等の署名を求めるもの
- ・ 同意権のみの場合に被保佐人等の署名を求めるもの

被保佐人・被補助人の署名を求める理由としては、下記のようなものが挙げられている。

- ・ 被保佐人等には意思能力があるから。
- ・ 被保佐人等の意志を確認したいから。
- ・ 保佐人等が代理取引することについて被保佐人等が同意していることを書面で確認したい。
- ・ 同意権のみの場合は、引き続き被保佐人等が取引の相手となるから。

次に、取引印の押印については、（必要としている）と回答している金融機関であっても、

「取引印の現在の所在を確認するため、押印を求める取扱いとしている。」

「押印が困難な場合は個別相談。」

「押印を求め、取引印紛失の場合は紛失届出書を提出してもらっている。」

というように、押印できない場合は個別対応するところが多いようである。

2 後見人等の就任の届出は、審判がなされたことの告知にすぎないことからすれば、被後見人等の署名や取引印の押印は不要である。それらがなければ届出書を受理しないというような取扱いは改められるべきである。

保佐類型や補助類型においても、同意なき口座解約などを阻止するために、速やかな届出ができることが必要である。

もちろん、保佐や補助の場合は、被保佐人等が自ら取引することを継続するのか、その場合に保佐人等の同意の有無をどのように確認するのか等について、協議すべき場合はある。しかし、それは別途協議すべきであって、「届出書の提出」という形式で行うべきものではない。届出書の提出は速やかに簡便に行えるべきである。

なお、全国信用金庫協会の参考例を理由として（必要としている）と回答している金融機関もあるので、協会に確認する必要がある。

Q 2 届出前の被後見人等の取引を追認する旨の書面について

貴行に対し、後見人等が選任されたことの届出をした場合、届出前に被後見人等が行った取引について異議なく追認する旨の書面に署名押印を求めていますか？

求めている

求めていない

アンケート集計結果

求めている	10
求めていない	193

【 を選択された場合】

後見人等は、届出前に被後見人等が行った取引について追認をなしうる立場になく、そのような義務もありません。

届出時、届出前に被後見人等が行った取引について追認を求めない扱いとすることは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのように扱う	1
B そのように扱うことはできない	5

分析と考察

ほとんどの金融機関が（求めていない）と回答しており、妥当である。

ほんの少数の金融機関だけが、（求めている）と回答するとともに今後もその取扱いを継続する方針のようである。しかし、後見人等は、届出前に被後見人等が行った取引について追認をなしうる立場にないし、そのような追認をする義務もない。これら金融機関に対して改善を求めていく必要がある。

Q3 成年後見等開始届出時及び新規口座開設時の確認について

後見人等が選任されたことの届出をする際、あるいは後見人等が新規口座を開設する際に、成年後見登記事項証明書の原本を窓口で提示すれば、添付するものはその写しで足りるとの扱いをされていますでしょうか。

原本の添付を求めている
添付するのは写しでよい

アンケート集計結果

原本の添付を求めている	59
添付するのは写しでよい	133
その他の回答	11

【 を選択された場合】

後見人等が選任された事実を確認するにあたり、成年後見登記事項証明書の原本の添付を求められますと、取寄せに費用がかかるため、被後見人が多数の口座を有している場合などには不経済となります。上記の確認のためには、原本を窓口で提示して、写しを添付すれば足りると考えられます。

添付するものは写しでよいとの取扱いとすることは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのように扱う	26
B そのように扱うことはできない	17

分析と考察

1 現状で、（添付するのは写しでよい）は全体の約65%であるが、I（原本の添付を求めている）の約半数がA（今後そのように扱う）と回答している。また、（どちらでもない）と回答した原則は原本添付を必要としている金融機関であっても、実務上その多くが、事情があれば、原本提示を受け職員が写しを取ることににより、写しの添付を認めている。

なお、I（原本の添付を求めている）のB（そのように扱うことはできない）の内訳は、以下の通りである。

理由の記載なし	8件
場合により可	4件
今後検討するまたは、検討はするが現時点では不可	4件
顧問弁護士と協議	2件
原本添付が必要	5件

上記の「場合により可」の内の1件は、事情があれば原本提示を受け職員が写しを取ることににより、写しの添付を認めている。

2 写しの添付を不可とする理由は、不正取引（改ざん）の防止、後日の紛争・トラブルの回避のためと回答している。また、原則原本添付としていても「原本より写しを採った旨記載と日付・担当者の押印」を条件に写しを可としている金融機関もある。

原本提示の上、銀行職員が、写しと原本とを照らし合わせて写しが原本と相違ないことを確認するのであれば、あるいは、銀行職員が自ら写しを取るのであれば、不正取引（改ざん）の危険性は基本的にない。

金融機関によって取扱いが異なれば、後見実務に不慣れな親族後見の場合では特に、届出の段階で手間がかかり、かなりの負担となる。金融機関での取扱いの統一が望まれるが、その内容は、後見人が、原本と写しを持参し、銀行職員が、写しと原本とを照らし合わせて写しが原本と相違ないことを確認する方法、もしくは、後見人が原本を持参して銀行職員が自ら写しを取る方法が望ましい。

アンケート集計結果

求めている	141
求めていない	46
どちらでもない	15

【 を選択された場合】

上記の取扱は、後見人等についての本人確認のためと思われませんが、弁護士が後見人等である場合は、弁護士会が発行する身分証明書や印鑑証明書があります。また、近時は、弁護士が後見人等である場合は、その弁護士の法律事務所が後見人等の住所として審判書等に表示されることもあり、審判書や登記事項証明書と個人の印鑑証明書の関連がない場合もあります。

弁護士が後見人等である場合、後見人等についての本人確認としては、弁護士会が発行する身分証明書ないし印鑑証明書でもよいとの扱いにさせていただくことは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのような扱いをする	66
B そのような扱いをすることはできない	52

分析と考察

1 後見人等が就任する際、あるいは後見人等が新規口座を開設する際、後見人等個人の実印と印鑑登録証明書を求めているのが過半数である。

次に、後見人等個人の実印と印鑑登録証明書を求めている過半数のうち、今後、弁護士会が発行する身分証明書ないし印鑑証明書でもよいとする扱いが可能ですかとの質問に対しては、今後そのような扱いをする数が、そのような扱いをすることができないとする数より、少し多い。

形式的にAと表示していなくとも、実質的にはAといえる回答もあった。今後そのような扱いをするのではなく、現在そのように扱っているとの回答もあった。

(どちらでもない)の回答の中にも、印鑑証明書の中には弁護士会の発行する印鑑証明書も含むとするものがあった。

また、B(そのような扱いをすることはできない)とする理由には、犯罪収益移転防止法から弁護士会の発行する身分証明書や印鑑証明書では本人確認書類に含まれない、とするものが多い。

2 そもそも、後見人等の本人確認としては、必ずしも実印の押捺や印鑑証明書の提出を求める必要はなく、免許証等や弁護士会発行の証明書等でも可能である。

実印押捺等を求める理由として犯罪収益移転防止法を挙げている回答もあったが、同法の趣旨は、架空口座の開設や口座の不正利用、犯罪行為への資金提供等を防止することを目的としているところ、後見人等は裁判所によって選任された者であり裁判所の監督下にあるから、このような法律の趣旨はあてはまらない。

Q 6 後見人届出時及び新規口座開設時の被後見人等についての本人確認	
後見人等選任の届出の際，あるいは後見人等が新規に口座を開設する際，被後見人等の免許証・健康保険証原本等の本人確認資料の提示を求めていますか。	
求めている	求めていない

アンケート集計結果

求めている	76
求めていない	120
どちらでもない	7

【 を選択された場合】

後見人等が選任されるよりも前から存在している被後見人等の名義の既存口座については，新たな取引の開始ではないため，金融機関本人確認法による本人確認の対象ではなく，あらためて被後見人等について確認をする理由はないものと考えられます。

また，後見人等が新規に口座を開設する場合についても，被後見人等の存在は，既に家庭裁判所の審判により確認されており，成年後見登記事項証明書（又は審判書抄本）でも特定されています。

「犯罪収益移転防止法」は，架空口座の開設や口座の不正利用，犯罪行為への資金提供等を防止することを目的としておりますが，後見人等は裁判所によって選任された者であり裁判所の監督下にありますので，このような法律の趣旨はあてはまりません。

実際上も，被後見人等の免許証・健康保険証等が紛失していたり，これらを親族が管理して後見人等に引き渡さない事案もあり，このような事案でこそ早急に後見人等選任の届出をする必要がありますので，被後見人等の本人確認資料がないことを理由に届出の受理を拒否されますと，後見人等の職務遂行に重大な支障をきたすこととなります。

後見人等選任の届出時には，成年後見登記事項証明書等を確認すれば足り，被後見人等の免許証・健康保険証原本等の本人確認資料の提示は不要とする扱いにさせていただくことは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのような扱いにする	24
B そのような扱いにすることはできない	41

分析と考察

後見人等選任の際，あるいは後見人等が新規口座を開設する際には被後見人等の免許証・健康保険証原本等の本人確認資料の提示を求めていない数の方が多い。これは，家庭裁判所の審判，あるいは成年後見登記事項証明書が存在して，被後見人と後見人との関係が明確になっているからと思える。

他方，被後見人の免許証・健康保険証原本等を求めている数も少なくない。

さらに，（求めている）の場合に，被後見人の本人確認資料の提示を不要とする取扱いについては，そのような扱いをすることができないとするのが多数である。そ

の理由は、犯罪収益移転防止法を根拠に本人確認が必要とするのが多数である。

しかし、犯罪収益移転防止法は、架空口座の開設や口座の不正利用、犯罪行為への資金提供を防止することを目的としており、後見人等は裁判所によって選任された者であり、裁判所の監督下にあるので、このような法の趣旨はあてはまらない。

Q7

後見人等が選任されたことの届出があった場合、直ちに既存の口座名義を「 成年後見人 」に変更する取扱をしていますか。

している

していない

アンケート集計結果

している	76
していない	114
その他の回答	12

【 を選択された場合】

口座名義が変更されると、口座に家賃収入の振込がなされているなどの場合に支障が生じかねませんし、被後見人等が後見等の開始決定を受けたことを第三者が口座名義から直ちに知りうることにもなり、被後見人等のプライバシー保護の点でも問題があります。

後見人等が選任されたことの届出がなされても、既存の口座の名義は直ちに変更しないという扱いにさせていただくことは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのような扱いにする	8
B そのような扱いにすることはできない	42
C 未記入	13

分析と考察

1 (していない) のが過半数である。

なお、(している) の回答においても、「口座名義変更」の意味が、「通帳・証書の表紙などの名義の(手書きなどでの)変更」「(元帳の?) 口座登録名義の変更」「システム上の氏名変更」など、異なる意味での回答が混在している。

また、(している) とする回答でも、「柔軟な対応可」としているものがあり、(していない)、(どちらでもない) とする回答のうち、「原則として」「後見人等の意思、選択に委ねている」などとして一律の処理ではないことが付記されているものがある。

(どちらでもない) とする回答内容のうち、通帳名義・オンライン登録名義等を分けてオンライン上は変更しないとの回答がある。また、「規定化していない」「具

体的定めがない」等の回答がある。

2 (を選択した場合) の A・B について

A (今後そのような扱いにする)・B (今後そのような扱いにすることが出来ない)との回答の内各3は、いずれも「検討」するとの回答である。

(今後そのような扱いにすることが出来ない)とする回答が大部分であるが、その理由としては、無権利者からの出金等の誤払い防止、システムなどの管理上・入出金の際名義相違により支障が生ずるなどとしている。既存名義を使用した場合、各種案内は被後見人に届くとの回答もあった。

また、振込・口座振替などについては、「名義を変更しても旧名義で可能」「口座名義は変更するが、登録名は被後見人名であるため、問題なし」「今後システム改良により可能」等として、支障が生じないとする回答が大部分である。

その他、(未記入)のうち、検討するとしているのは4であった。

3 口座名義を変更すると回答している金融機関は、振込・口座振替などについては、対応可能としているが、全く問題がないのかについては不明である。

年金・賃料など様々な振込などができない場合、後見業務に支障が生ずることがある。

過半数以上の金融機関では口座名義変更は概ねなされていないことから、口座名義を変更しなくても、金融機関がシステム上何らかの工夫をすれば、口座名義変更はしなくても、誤払いなどの弊害防止はなしうるのではないと思われる。

現に、名義変更をすると回答している金融機関においても、振込・口座振替などについては、旧名義で可能としており、名義変更をしなければならない必然性が不明である。しかも、名義変更をとしている金融機関も、元帳名義は変更せず、通帳・証書上のみの変更とするのが大部分であり、通帳表紙等の名義人記載の形式的変更で過誤を防止するのであれば、他の方法でも可能と思われる。

従って、各機関によりシステムが異なるとは思われるが、名義変更はせずに管理しうるシステム等の構築は可能と思われる。

なお、預金保険機構から保険事故が発生した場合に「真の預金者」特定のため、取引名義として「甲成年後見人乙」が例示されていることを根拠として名義変更をとしている回答があるため、この点についても確認する必要があると思われる。

Q 8

後見人等が選任されたことの届出がなされた場合、被後見人等の名義の預金を解約させ、新たに後見人名義の口座を開設させるという処理をしていますか。

している

していない

アンケート集計結果

している

0

していない

201

(被後見人等の住所地に郵送している)と回答してきた金融機関は、205のうち14にすぎないが、(その他)との回答が最も多かった。

(その他)の回答の内容として、新規通帳については後見人等に交付または郵送しているが「キャッシュカードは発行していない」という回答が57あり、通帳とキャッシュカードとの取扱いに違いがある金融機関が相当数存在していることが明らかとなった。また、通帳の取扱いについても、「店頭にて交付する」との回答が58あり、郵送はしていないようである。

また、(被後見人等の住所地に郵送している)と回答してきた14のうち、3つの機関はB(そのような取扱いにすることはできない)と回答しており、さらに、(その他)と回答してきた97のうち10の機関はB(そのような取扱いにすることはできない)と回答している。この10の機関は、(被後見人等の住所地に郵送している)の考え方に近いと思われる。

B(そのような取扱いにすることはできない)の理由は、トラブル防止とか、預金者保護、被後見人等のカードなしに後見人に代理人カードを発行することはシステム上不可といったことであるが、後見制度に対する理解が不足しているものと思われる。

なお、犯罪収益移転防止法では、同法が予定する本人確認書類を確認できない場合に、通帳等を本人住所に送付することによって、本人確認を補完する方式をとっているが、後見人等が選任されている事案では本人の判断力が不十分であるから、そのような方式はあてはまらない。

Q10 任意後見人による口座開設について

任意後見人が新規に口座を開設する際に、任意後見監督人による承諾書面を求めていますか。

求めている

求めていない

アンケート集計結果

求めている	14
求めていない	183
その他の回答	3
未記入	5

【 を選択された場合】

任意後見契約において、任意後見人の権限行使について任意後見監督人の承諾を要する旨の特別な定めでもない限り、任意後見人が預金口座を開設するにあたり、任意後見監督人の承諾は法的に必要なものです。

任意後見人が新規に口座を開設する際には、任意後見契約に特別な定めがない限り、任意後見監督人による承諾書面は求めない扱いにさせていただくことは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのような扱いにする	5
----------------	---

B そのような扱いにすることはできない	7
未記入	2

分析と考察

(求めている)と回答してきた金融機関は、205のうちの14にすぎず、大多数の金融機関(205のうち183)は、(求めていない)の回答であった。

なお、(求めている)を選択された場合、B(そのような扱いにすることはできない)との回答が7機関あったが、その理由については、6機関が未記入であった。理由を記入している機関の回答は、「被後見人保護の為に任意後見監督人を設置、常時、任意後見人を監督し問題があれば家庭裁判所が解任出来る。」とのことで、質問の趣旨とずれていた。

第2 入出金の取扱について

Q11 キャッシュカードについて

後見人等が預金取引を行う場合、キャッシュカードの発行・利用を認めていますか。

認めていない

認めている

アンケート集計結果

認めていない 117

認めている 78

その他の回答 7

(の内訳 成年後見人には認めている 3
 事情があれば認めている 3
 今後検討したい 1)

【 を選択された場合】

後見人等にキャッシュカードの発行・利用を認めても特に不都合はないのではないかと考えられるのですが、キャッシュカードの発行・利用を認める扱いにすることは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのような扱いにする 12

B そのような扱いにすることはできない 68

分析と考察

1 B(キャッシュカードの発行・利用は認めない)の理由として、不正使用、シ

システム上の問題が挙げられている。

不正使用については、不正使用が発生したときの金融機関の責任について触れられている。

システム上の問題については、

「後見人等との支払取引は役席承認取引としており、口座に対しその旨注意コードを設定しているため、システム上キャッシュカードの支払いは不可」

「キャッシュカードは、被後見人等の住所地に宛てて郵送されることとなっており、後見人等宛てに発行することが出来ない」

「カード発行についてはシステム上の対応に相当の時間と費用が必要」

「全国信用金庫協会からの参考例に基づく取扱いであり、検討・調整が必要」

などと記載されている。

- 2 システム上の問題を挙げる金融機関が多いが、回答のあったなかでも、既に78の金融機関ではキャッシュカードの発行・利用を認めており、対応は十分可能である。また、「全国信用金庫協会の参考例に基づく取扱いとしている」との回答があり、協会に参考例の内容を確認する必要がある。

Q12 入出金ができる支店について

後見人等が選任された場合、入出金を取引支店に限定していますか。

限定している

入金は限定していないが、出金は限定している

取引支店のほか、特定の支店においてのみ可能としている

限定していない(いずれの支店でも可能)

その他

アンケート集計結果

限定している	58
入金は限定していないが、出金は限定している	40
取引支店のほか、特定の支店においてのみ可能としている	14
限定していない(いずれの支店でも可能)	65
その他	24
(の内訳 成年後見人であれば可(保佐、補助は不可)	3
個別事情によって可	5
普通預金であれば可(定期は不可)	2
その他	14)

【 もしくは を選択された場合】

入出金あるいは出金が取引支店に限定されていると、取引支店が後見人等の事務所から遠方に存在する場合もあり、後見事務に支障をきたす場合があります。

取引支店以外での入出金を認めても特に不都合はないとも思われますし、現に、認め

ている金融機関もあります。また、金融機関によっては、後見人等の最寄りの支店など特定の支店に限定すれば、取引支店以外での入出金を可能とするところもあるようです。取引支店以外でも入出金できる扱いにさせていただくことは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A	今後そのような扱いにする。いずれの支店でも可。	2
A	今後そのような扱いにする。特定の支店においてのみ可	15
B	そのような扱いにすることはできない。	49

分析と考察

Q11とQ12は関連しており、一部例外はあるものの、取扱店の限定をしていない金融機関は、キャッシュカードの発行・利用を認めているという関係にある。

B（取引支店以外でも入出金できる扱いにはできない）の理由として挙げられているのは、システム上の問題である。

「全ての店舗において後見制度利用顧客の把握は難しい」

「後見開始の事実等の情報が営業店間で共有されていない」

「後見人等の届印は印鑑照合システムで対応できない」

「後見人の確認、代理権、同意権の範囲の確認が困難」

などの理由が記載されている。

しかし、いずれの支店でも可とする金融機関が65、特定の支店のみ可とする金融機関が14あることからすれば、システム上の問題はクリアできると思われる。今後、成年後見関係事件がますます増加していくことを考えると、取扱支店以外での取引やキャッシュカードの利用が認められるようになるのが望ましい。

Q13

貴社では、入出金等手続の都度、後見人の代理権証明書類の提示・提出を求めていますか。

求めている

求めていない

アンケート集計結果

求めている	16
求めていない	178
その他の回答	8
未記入	2

【 を選択された場合】

後見人等の権限は継続的なものであり、当初に就任届出がなされれば、終了の届出がされていない限り、権限は継続していると推定されるべきものと考えられます。

入出金等手続の都度、後見人等の代理権の証明書類の提示・提出を求めることはしな

い扱いとすることは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのような扱いにする	3
B そのような扱いにすることはできない	9
AかBか未記入	4

分析と考察

- 1 入出金等手続の都度、後見人の代理権証明書類の提示・提出を求めているとの回答が、87%以上であった。ただし、明確に求めるとの回答も8社あるほか、高額な払戻の場合には求めるとの回答も散見される。但し、現在求めているが将来求めない扱いとし得るとの回答も3件あった。
- 2 B（そのような扱いにすることはできない）の理由として、以下のようなものが挙げられている。
 - ・ 取引支店以外の取引においては、後見人が本人であるか否かを確認する必要がある（代理権の証明書類についても同様）。
 - ・ 終了の届出が故意に提出されないケースを想定。
 - ・ 現状、全国信用金庫協会からの参考例に基づいている。
 - ・ 正当権利者としての確認をどのように行うかを検討のうえ対応したい。
- 3 （その他の回答）のなかには
 - ・ 高額預金の払戻しや、成年後見受付後、ある程度期間が経過している場合は提出を求めている。
 - ・ 日常生活に必要な払出については求めているが、高額預金の払出の場合は求める場合もある。
 - ・ 定期預金については払戻時点で、代理権があるか確認するために提出を求める。
 - ・ 必要に応じお願いするケースはある。
 - ・ 大口現金支払時には、本人確認資料の提示を求めている。
 - ・ 出金の際、後見人等の身分を証明できる資料の提示は求めている。という回答がある。

Q14 保佐人ないし補助人が選任された場合の扱い

貴社では、保佐人ないし補助人（以下「保佐人等」という。）が選任された旨の届出がなされると、被保佐人ないし被補助人（以下「被保佐人等」という。）の既存の口座を凍結し、保佐人等の同意の有無に関わらず被保佐人等による入出金の取引を認めない取扱いをしていますか。

している

していない

アンケート集計結果

している	21
していない	176
その他の回答	3
未記入	4

【 を選択された場合】

保佐人等が選任された場合、被保佐人等が保佐人等の同意のもとに行う預金取引は、民法13条4項による取消の対象とはなりません。

にもかかわらず、保佐人等が選任された旨の届出がなされた場合に被保佐人等の既存の口座を凍結し、保佐人等の同意の有無に関わらず被保佐人等による入出金の取引を認めないようにしますと、被保佐人等の権限を必要以上に制約することになります。また、保佐人等は預金取引についての代理権が付与されていないこともありますので、そのような場合に被保佐人等による入出金ができなくなると、被保佐人等の金銭管理に著しい支障をきたすこととなります。

保佐人等が選任された場合、保佐人等の同意があれば被保佐人等による入出金を認める扱いとしていただくことは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのような扱いにする	7
B そのような扱いにすることはできない	12
AかBかにつき未記入	2

分析と考察

1 ほとんどの金融機関において、保佐人等が選任された旨の届出がなされても、被保佐人等による入出金を認めている（被保佐人等の既存の口座を凍結し、保佐人等の同意の有無に関わらず被保佐人等による入出金の取引を認めない、との取扱いはしていない）。

2 しかし、保佐人等の同意がある場合でも被保佐人の入出金を認めないとの回答（B）も、12社存する。

理由として、以下のようなものが挙げられている。

- ・ 取り消し得る口座は、管理上のリスクが大きい。
- ・ 対応が複雑になると考えられるため。
- ・ 日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人の同意を得ることを要しないが、金額の判断が難しい。
- ・ 具体的定めがない。しかし、補助の場合は「同意行為目録」、保佐の場合は「代理行為目録」に記載されている内容に基づき取扱うことになる。
- ・ 保佐人及び補助人で同意権付与の場合は払出注意を設定して本人及び保佐人等の連署にて応じている。
- ・ 被保佐人の状況判断が難しい。

- 3 AかBか回答のないものとしては、
- ・ 保佐人の同意ある被保佐人による入出金は認めているが、保佐人が選任された口座は都度保佐人の同意を確認する必要があるため、口座の凍結解除までの取扱は認めない。
 - ・ 被保佐人による同意の有無を個々の取引で確認することは困難。
- 4 (認める認めない)を明言せず、下記のように回答するところもある。
- ・ 保佐人か補助人か、同意があるか否か等により、ケースバイケースである。
 - ・ 金融機関との取引が代理行為の場合、取引は保佐人等とのみ行う。
 - ・ 日常生活資金の少額預金払戻しに限る。
- 5 凍結はしていない()と回答しつつ、下記のように回答するところもある。
- ・ 凍結はしていないが、同意権が付与されている場合は、保佐人・補助人に「本取引に同意する」旨の記入・押印をいただく。
 - ・ 保佐人等の同意がない場合は取引を認めないことがある。
 - ・ 同意権がある場合は、保佐人等の同意の上、入出金の取引を行っている。
 - ・ 保佐人等が代理権を付与されている場合、原則として保佐人などと取引を行う。保佐人等が代理権を付与されていない場合、原則として被保佐人等と取引を行う。ただし、被保佐人等と保佐人等の承諾が得られれば、保佐人等と取引を行う。
 - ・ 代理権付与に預金取引に関する一切の権限の表示があれば、被保佐人・被補助人による入出金の扱いはできないこととしている。
 - ・ 本人が単独で預金取引できる行為は「日用品の購入、日常生活に関する行為」としている。それ以外は、保佐人の同意を必要とする。
- 6 保佐の場合には民法13条1項の同意権・取消権が当然に付与されており、補助の場合には同意権・取消権の付与の有無や内容を確認することになるが、いずれにせよ、保佐人等の同意がある場合に被保佐人等による入出金を拒む法的根拠はないと思われる。Bの回答(保佐人等の同意があっても被保佐人等による入出金を認めない)が12存するが、改められるべきである。
- また、アンケートの回答を見ると、「日常生活に関する行為」(民法9条)はそもそも同意を要しないことから、被保佐人等による払い戻しの求めに際して、同条により同意を要しない範囲内か否かの判断に悩んでいる金融機関もあることがうかがわれる。この点については、保佐人等・被保佐人等と協議して、同意を要しない範囲について具体的に確認しておくこと等によって、対応可能と思われる。

Q15 支店間での状況共有

貴社内においては、後見人等の就任状況に関し、支店間でどのように情報を共有しておられますか。

取扱支店のみが後見人就任の事実を把握している状況である

他の本支店でも情報を共有している

具体的にどのようにして情報を共有しておられるのかについて、お教えてください。

アンケート集計結果

取扱支店のみが後見人就任の事実を把握している状況である	137
他の本支店でも情報を共有している	62
その他の回答	5

分析と考察

- 1 情報を共有しているという回答があったのは、62であり、その方法については、届出印の変更があり、印鑑照合機で確認できる通帳に被後見人名義を記載するので、確認することができる。顧客情報をオンライン化しており、確認することができる。注意コードを設定して、確認することができる。

といったものがほとんどで、上記いくつかを併用しているところもある。

また、取扱店のみが事実を把握している状況であるという回答をした銀行においても、があることで事実上わかると回答しているところがあり、情報の共有という意味をどのようにとるかによって、回答が異なっているようである。

上記の回答のほか、代理権、同意権については、把握できないという但し書きを付けた回答もあり、情報の種類によっては共有できていないものもあるようである。

なお、プライバシーに関する事なので、情報の共有化については、やりたいが困難であると回答した金融機関が1か所あった。

- 2 金融機関における情報共有の必要性は、預金取引における払い戻しが有効か否かという観点に重点があり、一方、後見事務においては、後見人が事務作業をどの店舗でも行うことができるようにしてほしいということと、保佐人及び補助人が、同意権を有する場合は、本人からの払い戻し請求があった際同意を求めてほしいという点に主眼がある。また、代理権が付与されている場合は、保佐人あるいは補助人からの払い戻し請求にも応じてほしいということもある。

顧客情報をオンライン化し、かつ、情報搭載量を増加させる余裕があるシステムを有する金融機関であれば、後見情報のほか、保佐、補助に関する情報、同意権、代理権に関する情報までオンライン化することは可能であろうが、すべての金融機関にこれらのことを要求することは、困難と思われる。現状の中で可能なのは、通帳への記入、顧客情報に注意コードを設定すること、印鑑照合機による注意、可能な範囲での顧客情報のオンライン化という順番のようである。

後見の場合は、後見人が預金取引を行うことになるので、少なくとも、全金融機

関において、後見人がどの支店でも預金取引ができるシステムを構築することは、可能なようである。

第3 被後見人等が死亡した時の取扱

Q16 被後見人等が死亡したことを知った場合、貴社では被後見人等に帰属する一切の口座を閉鎖する扱いを取っていますか。

閉鎖している

閉鎖していない

アンケート集計結果

閉鎖している	144
閉鎖していない	40
その他の回答	19

【 を選択された場合】

被後見人等が賃貸不動産を所有しているときなどは、賃料の振込ができないとなると、賃借人らの混乱を招きます。口座からの出金はともかく、口座への入金金融機関に何らの責任を生じさせるものでもありません。

被後見人等が死亡した場合であっても、少なくとも口座への入金は認めていただくことは可能でしょうか。

アンケート集計結果

A 今後そのような扱いにする	39
B そのような扱いにすることはできない	67

分析と考察

1 (その他の回答)の内容は、原則として閉鎖するが、振込入金については、仕向銀行に問い合わせ入金認めているケースがあるというものが多く、閉鎖していると回答している金融機関の多くもそのような取扱いがされているようであるから、ほとんど閉鎖していると同視してよいと思われる。

また、閉鎖していないと回答している金融機関の中でも、原則は閉鎖であるが、入金を認めている場合があるため、閉鎖していないと回答しているところもある。その意味では、厳密に入金も認めないという意味での閉鎖をしているという金融機関は、少ないと思われる。

2 被後見人が死亡したときは、口座を原則として閉鎖する金融機関が多いが、後見人等としては、口座が完全に閉鎖されると不都合が生ずる。

まず、被後見人の債権回収のための振込入金が受け付けられないと不都合が発生する。例えば、被後見人が賃貸物件を所有していた場合、振込入金が受け付けられなく

なると、家賃を支払おうとする賃借人に迷惑をかけるとともに、相続人は家賃回収に困難をきたす。被後見人口座への入金は、相続人に不利益となるものでない。被後見人死亡後においても、振込入金の受け入れは認めるべきである。

つぎに、後見人報酬は、被後見人死亡後に、裁判所によって最後の報酬決定がなされるものであるから、被後見人の遺産から支払いが受けられてしかるべきものであり、相続人は支払義務を負っている。後見人が、裁判所の決定に基づいて、被後見人の預金口座から払戻を受けたとしても、結果的には、相続人全員の義務履行ということになり、相続人にとって不利益となるものではない。金融機関としても、裁判所の決定書によって払い戻すべき金額が明確に確認できる。葬儀費用については、払い出しを認めている金融機関もあり、これは、先取特権による保護を受ける債権であることから、手続きとして強制執行をするまでもなく、便宜上、また、社会通念上相続人もクレームを言わないことから応じていると考えられる。後見人報酬は、その共益的性格からして、葬儀費用と同様に考えることが可能であり、後見人による払い出しを認める扱いをしても不都合はないと思われる。

さらに、被後見人の生前の治療費や福祉サービス利用料は、後見人がその法的権限に基づき、その業務として契約し、利用しているものであるから、法的な支払義務が発生しており、債権者（医療機関や福祉サービス提供者）としては後見人が支払ってくれるものと当然期待している。成年後見制度において、被後見人が適切な治療や福祉サービスを受けられることは極めて重要な課題であるから、被後見人死亡後においても後見人が治療費やサービス利用料を支払えるようにすべき社会的要請は高い。被後見人の死亡により、相続人は支払義務を負うことになるから、後見人が預金口座から払戻を受けてそれを支払ったとしても、結果的には相続人全員の義務履行ということになり、相続人にとって不利益となるものではない。そういった意味で、例外的に、被後見人の死亡後の事務処理として、預金口座からの払い出し取引が認められるよう、検討されるべきである。

なお、葬儀費用と同様に運用として払戻をすることが困難であるならば、これらの取扱いをすることが適法であるとの法的保護が明確に与えられるような法律改正を行うことが是非とも検討されるべきである。

Q17 被後見人等死亡後の通帳記入

後見人等には、被後見人等が死亡した後も計算義務があります（民法870条）ので、死亡後であっても通帳記入は認めていただくことは可能でしょうか。

現行で認めている

今後そのような扱いにする

そのような扱いにすることはできない

アンケート集計結果

現行で認めている	174
今後そのような扱いにする	13
そのような扱いにすることはできない	13

その他の回答	3
未記入	2

分析と考察

1 ほとんどの金融機関において、被後見人等が死亡した後も、後見人等が通帳記入することは可能である。ただ、システム上の理由等で、窓口でのみ記帳対応する金融機関もある。

(今後そのような扱いにする)と回答した金融機関の中でも、システムを変更するためや、守秘義務の観点から検討する時間が必要とのことで、すぐに対応することは難しいとのコメントが2件見受けられた。

(そのような扱いにすることはできない)と回答した理由は概ね以下のとおりである。

- ・ システム修正が必要なため、今後の検討が必要
- ・ 被後見人に限らず、預金者死亡後は口座の全ての取引を停止している
- ・ 相続人の意向であれば対応する
- ・ 取引明細表の発行で対応する(相続人からの依頼書を必要とする金融機関と、法定代理人からの発行依頼を認めている金融機関がある)
- ・ 相続手続後の処理とする

回答の多くは、「相続人の意向であれば、通帳記入(もしくは取引明細の発行)を認める」というものである。

と回答したものの「窓口での申し出で対応」とのコメントが1件見受けられた。

(その他の回答)や未記入回答の理由は、「個別対応」や「今後の検討事項」や「窓口で記帳は認めていると思われる」といった内容であり、規定では決まっていないうが、認めることもそれほど難しくなく様子が見えがえる。

2 被後見人らが死亡した後の通帳記帳の問題については、システム上の問題等から一部躊躇している金融機関あるものの基本的には権利に変動をきたさないことから、ほとんどの金融機関が前向きな回答であった。後見人の報告義務の関係もあり、後見人等であることが確認できれば、通帳記帳を認めることが必要であると思われる。

Q18 後見人開設の口座からの出金

後見人開設の「 成年後見人 」名義の新規口座については、後見人による出金を認めていただくことは可能でしょうか。

現行で認めている

今後そのような扱いにする

そのような扱いにすることはできない

アンケート集計結果

現行で認めている

148

今後そのような扱いにする	7
そのような扱いにすることはできない	42
その他の回答	5
未記入	3

分析と考察

1 4分の3の金融機関から、後見人開設の「 成年後見人 」名義からの後見人による出金は可能であるとの回答があった。

しかし、Q16において、死亡後は口座を閉鎖しているという回答が多数(144)であることからすると、本質問の趣旨が死亡後の出金の可否であることを取り違えて、生前の出金についての質問であると誤解して回答しているところが多いのではないかと推測される。

したがって、上記のアンケート集計結果の評価については注意を要する。

なお、 と回答したものの「葬儀費用や公共料金等、妥当なものであれば支払いに応じる場合もある」とのコメントが数件あった。ただ、この場合も「相続人の了解を得てから」と条件をつけるところもあった。

2 被後見人等の死亡後の出金についての考察は、Q16を参照されたい。

第4 その他

Q19 成年後見制度に関する研修

貴社では、職員の方に対して成年後見制度に関する研修等を実施しておられますか
 実施している。 具体的な実施方法につき教えてください
 実施していない。

アンケート集計結果

I 実施している	62
実施していない	139
Iと と回答したもの	1
未記入	3

分析と考察

研修を実施している金融機関は、全体の3割に留まっており、この傾向は、農協で実施している組合数が0であったほかは、金融機関の類型ごとに大きな違いは無い。実施していない機関でも、「準備中」「マニュアルのなかに制度の説明がある」「外部機関の研修に参加」などという回答が若干あった。

実施している機関の実施内容については、役職者・管理職を対象とする研修としたものが18で約3割、それ以外は全体の取扱要領の研修の中に成年後見の説明があったり、窓口担当者の研修の中の、本人確認の項目に説明があったりしている。少数ながら、外部の弁護士や司法書士を講師として呼んで、希望者に後見制度の説明を受講させている機関もある。

Q20 マニュアル等の作成

貴社では、成年後見制度に関する取引についてマニュアル等を作成しておられますか。また、作成しておられる場合、そのマニュアルはどの範囲まで配布されていますか。

作成している。 配布の範囲

作成していない。

アンケート集計結果

I 作成している	142
作成していない	61
数行の記述しかない	1
未記入	1

分析と考察

7割の金融機関が「作成している」との回答だった。これも金融機関の類型ごとに大きな差は無かった。また、（作成していない）と回答した機関の中でも、8箇所が「規程の中にあるから」「通達は出した」というような回答だった。

作成している機関で、その配布範囲については、おおむね、事務取扱要領やマニュアル、あるいはイントラネットによって全職員が閲覧可能な状態になっている、という回答だった。